

広島県告示第六百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十五年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
村上整形外科	呉市中央二丁目六番一〇号	平成二五年四月一日
やすもとクリニック	呉市中央二丁目三番二二号	平成二五年五月一日
浦崎診療所	尾道市浦崎町三六〇七番地二	平成二五年五月一日
こころ薬局	尾道市新高山三丁目一一七〇番三二〇号	平成二五年五月一日
佐々木医院	三次市三次町一五四二番地六	平成二四年一〇月一日
四季の心クリニック	東広島市西条町御菌宇六〇三五番地	平成二五年四月一日
さだのぶ歯科医院	東広島市西条西本町一二番一号	平成二五年四月一日
あおば歯科クリニック	廿日市市串戸三丁目一二番一三号	平成二五年四月一日
大野キッズ・ファミリ ークリニック	廿日市市大野中央五丁目一番四三号 二F	平成二五年五月一日
ウォンツ大野薬局	廿日市市大野中央五丁目一番四五号	平成二五年五月一日
医療法人青心会 ラベ ンダー歯科クリニック	安芸高田市八千代町勝田四五九番地	平成二五年四月一日
津田医院	安芸高田市美土里町本郷一七八一番 地九	平成二五年五月一日
みどりファミリー歯科	安芸高田市美土里町本郷字山根一七 八一番地一〇	平成二五年五月一日
美土里コスモ薬局	安芸高田市美土里町本郷一七八一番 地八	平成二五年五月七日
医療法人健仁会 西村 内科医院	安芸郡府中町桃山一丁目一番二四号	平成二五年四月一日
やまだ眼科	安芸郡府中町青崎中二四番二六号	平成二五年六月一日
向洋こどもクリニック	安芸郡府中町青崎中二四番二六号ク リニックモール向洋四F	平成二五年六月一日
社会福祉法人広島厚生 事業協会 メンタルク リニックみくまり	安芸郡府中町青崎中二四番二六	平成二五年六月一日